

◎新潟県告示第292号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を、次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において、縦覧に供する。

平成27年3月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県土地利用基本計画図の変更

1 都市地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
----	-----------

新潟県全ての都市地域の一部	2,910
---------------	-------

2 森林地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
----	-----------

新発田市の一部	18
---------	----

魚沼市の一部	1
--------	---

上越市の一部	5
--------	---

新潟県全ての森林地域の一部	99
---------------	----

3 自然公園地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
----	-----------

新潟県全ての自然公園地域の一部	9,765
-----------------	-------

4 自然保全地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
----	-----------

新潟県全ての自然保全地域の一部	1
-----------------	---